

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年8月12日

静岡市長 田辺 信宏

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ静岡豊田店  
静岡市駿河区豊田三丁目1番1号

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社  
静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1  
代表取締役 神尾 啓治

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 9時05分～21時45分

(変更後) 7時00分～22時00分

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 9時00分～22時00分

(変更後) 6時30分～22時30分

#### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

#### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 7時00分～18時00分

(変更後) 6時00分～22時00分

4 変更年月日  
平成 26 年 9 月 19 日

5 届出年月日  
平成 26 年 7 月 22 日